

議案第70号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝町観賞用温室施設新築工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成7年2月21日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年6月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 5 工事完成期限中 「平成7年6月30日」を「平成7年7月31日」に改める。